

オンラインによる接見交通の実現を求める会長声明

1 現在、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」(以下、「本検討会」という。)において、刑事手続IT化の議論が進められている。本検討会においては、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関し、現行法上の法的課題を抽出・整理した上で、その在り方が検討されている。

2 本検討会における論点項目としては、「書類の電子データ化、発受のオンライン化」「捜査・公判における手続の非対面・遠隔化」が主に挙げられており、この中に被疑者・被告人との接見交通が掲げられている。

3 現在、日本弁護士連合会では、逮捕段階における公的弁護制度の創設が議論されている。逮捕段階からの充実した弁護活動を可能にするためには、逮捕されて間もない時点における迅速な接見をすることが必要である。

また、被疑者の防御権を実効あるものにするためには、適時に十分な頻度の接見をすることが必要となる。

しかし、遠隔地において逮捕・勾留された被疑者を弁護する場合には、そのような適時の接見をすることができない場合が想定される。

特に、47都道府県の中で北海道に次いで2番目に面積が大きい岩手県においては、県庁所在地である盛岡市内から片道2時間(往復4時間)程度を要する複数の警察署(久慈警察署、大船渡警察署、釜石警察署、千厩警察署)が存在しており、このことが適時の接見をするにあたって支障となっている。

更に、冬季には降雪のため接見場所までの移動に通常以上の長時間を要することがあるほか、吹雪等により移動自体が困難となり、接見ができないこともあり得る。

迅速かつ適時の接見を可能にするためには、オンラインを活用した接見交通を実現する必要がある。

4 本検討会における議論の中では、オンラインを活用した接見交通につ

いて、設備や予算などの問題が指摘されているようである。しかし、新たな設備の整備等が必要なのは、令状手続のオンライン化をはじめとする刑事手続のIT化全般に妥当することであり、接見のみに存在する問題ではない。

上記のようなオンラインを活用した接見交通の必要性に鑑みれば、予算や設備を理由としてこのような制度の実現を否定すべきではない。

遅滞なく通信し、協議するための十分な機会、時間及び設備を提供されなければならないことは、国連被拘禁者処遇最低基準規則にも定められているところであり、被疑者・被告人が弁護人の援助を受ける権利を実現するための設備等も当然に国の責任において提供されるべきである。

- 5 刑事手続のIT化の議論は、何よりも被疑者・被告人の人権保障を拡充するという観点で進められるべきである。当会は、法改正によってオンラインを活用した接見交通が実現されるよう求める。

以上

令和4年2月3日

岩手弁護士会
会長 菊池 尚

